

【都道府県が設置する保健所の報告表】

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0100

1 健康診断

受入員	結果		精神	産育	生活習慣病		
	定期	定期外			悪性新生物	循環器疾患	その他
受入員(01)							

受入員	母子			一般	その他	計	(再掲)事務所からの委託
	妊娠	産婦	乳児 (健育を除く) 03				
受入員(01)				03	03	06	02

(注)

- この表には、保健所が個別及び団体に対して実施した健康診断の受診延員数を計上すること。
ただし、老人保健法(昭和57年8月17日法律第60号)第12条に基づく老人保健事業分及び通院料は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されて行ったものや、実施を行ったものは計上しないこと。
- 政令市及び特別区の保健所にあっては、母子に関する医療診査(健育を除く)はこの表には計上せず、「2切母子保健(健育診査)」に計上すること。
- 保健所が保健所の医師(臨時雇い上げ等の医師を含む)により健育診査(各種の検査、健育診査を含む)を実施した場合に計上すること。
- 「(再掲)事務所からの委託」には、「妊娠」の「定期」から「その他の」までのうち、民間厚生浜(事務所、工場、商店、宮殿所等)の事業者から依頼をうけて実施したものと計上すること。
- 多種目の内容にわたる健育診査を同時にあるいは同一人に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0230

2(3) 母子保健(保健指導)

調査(01)	妊娠		産育		乳児		幼児		電話初回	
	実人員	(再掲) 受託の 事後指導 (2)	延人員	実人員	(再掲) 受託の 事後指導 (5)	延人員	実人員	(再掲) 受託の 事後指導 (8)		
	思春期・未満女性学級 00	婚活・新規学級 05	両(母)親学級 05	育児学級 00	計 05					
実 回	健育延回数(02)									
集 団	参加延人員(03)									

(注)

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊娠婦及び乳幼児についての保健指導の被指導員数を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個人のケースについて市町村等の機関から保健所へ保健指導等について依頼し、保健所がそれを引き受けた場合に計上すること。
健育指導時に同一一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。
訪問による健育指導及び機関のみあるいは災害のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健(訪問指導)」「3(3)健育指導(災害・運動等指導)」に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等(医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む)により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 「健育延回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを埋めることに1単位を加えて計上すること。
- 2単位の開催回数となる教室に参加した場合「参加延人員(03)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0240

2(4) 母子保健(訪問指導)

	妊娠		産育		新生児 (未熟児を除く)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児を除く)		幼児	
	実人員 (1)	延人員 (2)	実人員 (3)	延人員 (4)	実人員 (5)	延人員 (6)	実人員 (7)	延人員 (8)	実人員 (9)	延人员 (10)	実人員 (11)	延人员 (12)
	(再掲) (02) 区役機関等へ委託											

(注)

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊娠婦及び乳幼児の訪問指導の被指導員数を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個人のケースについて市町村等の機関から保健所へ保健指導等について依頼し、保健所がそれを引き受けた場合は計上すること。
保健所のみあるいは災害のみの保健指導はこの表には計上せず、「3(3)健育指導(災害・運動等指導)」に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等(医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む)により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等(医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む)により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 保健所が医師、保健師、助産師等(医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む)により保健指導を実施した場合に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0250

2(5) 母子保健(疾育指導・身体障害)

	本年度初回 被指導等 実人員 (1)		医療相談延人員 延人員 (2)		被指導等 実人員 (3)		被指導等 延人員 (4)		治療不能 治療不要 不必要 計 (5)-(6)-(7)		被付交 被修理 被装置指導 不必要 計 (8)-(9)-(10)-(11)	
	しづか不自由 (2)	育成医療 (3)	その他の医療 (4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
し 体 不 自 由 (01)												
視 聴 障 害 (02)												
聴覚・平衡機能障害(03)												
育成・言語・そしゃく能 障 害 (04)												
心 痛 痛 痛 障 害 (05)												
脳 滅 機能 障 害 (06)												
そ の 他 (07)												
計 (08)												

(注)

- 児童福祉法第19条の規定により、保健所において行なった疾育指導の状況を把握するものであること。
- 表頭の「本年度初回被指導延人員(1)」には、医療相談又は被装置相談を問はず疾育指導を受けた者のうち、本年度において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。
- 表頭の「医療相談」には、医師に関する指導結果の判定により表頭の区分ごとに指導を受けた延人員を計上すること。
- 表頭の「被装置相談」には、医師に関する指導結果別に表頭のそれぞれの該当区分に計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。
- 表頭の2表以上の障害を有する者については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	番号
	0261

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度末現在

- 2(6) 母子保健（療育指導一長期療養児）
2(6)-1 小児慢性特定疾患医療受診券所持者数

	未就学児	小学校就学～15歳未満	15歳～20歳未満	計
男 (01)				
女 (02)				

(注)

- 1 この表には当該保健所管内の小児慢性特定疾患医療受診券を所持している者の数を計上すること。
なお、小児慢性特定疾患医療研究事業によるもの以外の疾患で、他の助成金の対象でないものは計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号	番号
	0263

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度末現在

- 2(6) 母子保健（療育指導一長期療養児）
2(6)-3 小児慢性特定疾患医療受診券所持者の状況

	在宅						入所	入院	死亡	転出	その他	不明	計	(内) 治癒
	就労	就学	その他	不明	計									
男 (01)														
女 (02)														

(注)

- 1 この表には、保健所が本年度中に行った小児慢性特定疾患に係る相談等の業務の中で把握した、小児慢性特定疾患医療受診券所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。
2 「在宅」、「入所」及び「入院」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」、「転出」及び「治癒」については年度間に起ったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	番号
	0262

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度分

- 2(6) 母子保健（療育指導一長期療養児）
2(6)-2 相談等

実人員	相談、施設訓練、訪問指導等				(内) 相談、施設訓練、訪問指導等										
	(内) 相談者の受付経路				(内) 相談員										
	市町村 (01)	医療機関 (02)	その他 (03)	医療委託 (04)	医療委託会社 (05)	医療委託者が担当した者 (06)	申請等 (07)	医療 (08)	施設 (09)	福利 (10)	就学 (11)	食事・更衣 (12)	健・料 (13)	その他 (14)	計 (15)
男 (01)															
女 (02)															

	(内) 相談訓練		(内) 訪問指導		電話相談		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
	内	外	内	外	内	外									
男 (01)															
女 (02)															

(注)

- 1 この表には、保健所が本年度中に実施した相談訓練、相談指導、訪問指導についてその被指導専門員を行上すること。
2 「相談、施設訓練、訪問指導専門員 (01)」には、年度中に相談、施設訓練、訪問指導を行った専門員を行上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「施設訓練」を別の日に行った場合は「1」と計上すること。
なお、「(内)
相談」及び「(内)
施設訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
3 「市町村 (01)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。
4 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その内の主たる相談区分に計上すること。
5 「申請等 (07)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・搬出等の届け出のため来所した旨について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	番号
	0300

3 療科保健

都道府県
保健所名
平成10年度分

	検査、保健指導専門員 (訪問によるもの) を除く					訪問による検査・保健指導専門員				
	延実績	乳幼児	その他	計	実人員	(内) 身体障害者 (01) 知的障害者 (02)	(内) 延人員	(内) 身体障害者 (03) 知的障害者 (04)		
実施数 (01)										
(内) 医療機関等へ委託 (02)										
実施数 (03)										
(内) 医療機関等へ委託 (04)										

	予防接種・治療専門員 (訪問によるもの) を除く					訪問による予防接種・治療専門員				
	延実績	乳幼児	その他	計	実人員	(内) 身体障害者 (01) 知的障害者 (02)	延人員	(内) 身体障害者 (03) 知的障害者 (04)		
実施数 (05)										
(内) 医療機関等へ委託 (06)										

(注)

- 1 この表には、保健所が本年度中に実施した薬剤師・保健指導、予防接種及び治療の受診人員等を計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第60号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
なお、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
2 保健所が薬剤師及び薬科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む、以下同じ。）により行った場合に計上すること。
3 保健所が医療機関等に委託して行った場合も計上すること。
4 「(内)
医療機関等へ委託 (02)(04)(06)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0410

4(1) 健康増進(栄養・運動等指導)

	調査対象人	個別指導人						集団指導人					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
対象者	妊産婦(01)												
乳幼児(02)													
20歳未満(03) (乳幼児を除く)													
20歳以上(04) (妊娠を除く)													
妊娠(05)													
乳幼児(06)													
20歳未満(07) (乳幼児を除く)													
20歳以上(08) (妊娠を除く)													

(注)

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した栄養指導、運動指導、休養指導及び禁煙指導について計上すること。
ただし、老人保健法(昭和57年8月17日法律第60号)第12条に基づく老人保健事務分は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
- 同一における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その中の主たる相談区分に計上すること。
- 保健所が医師、保健福祉及び管理栄養士等(臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。)により行った場合に計上すること。
- 保健所が医療機関に委託した場合も計上すること。
- 「(再開)医療機関へ委託」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0420

4(2) 健康増進(給食施設等指導)

	集団給食施設	その他給食施設		計
		1回100食以上又は 1日250食以上 (1)	1回300食以上又は 1日750食以上 (2)	
給食指導延べ施設数(01)				
喫食者への栄養・運動指導 (法人員)(02)				

(注)

- この表には、保健所の栄養指導員(栄養改善法第9条に規定する者をいう。)が行った集団給食施設への給食管理指導施設数及びその喫食者への栄養・運動指導の実指導員数を計上すること。
- 同一日に同一施設において、栄養指導及び運動指導を行った場合には「1」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0510

5(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

	20歳未満 (1)	20歳～39歳 (2)	40歳～64歳 (3)	65歳以上 (4)	計 (5)
男(01)					
女(02)					

(注)

- この表には、本年度末現在における保健所管内の精神障害者保健福祉手帳を所持している者の数を性別・年齢階級別に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0520

5(2) 精神保健福祉(相談等)

	相談、ダイ・ケア、訪問指導	(再開)相談						延人員					
		実人員	相談者の受付状況			既往社会事務員が 担当した者 (5)	延人員 (6)	延人員					
			(1) 新規 相談者 (2) 市町村 (3) 医療機関 (4) その他の 相談者 (5)	(1) 既往 相談者 (2) 市町村 (3) 医療機関 (4) その他の 相談者 (5)	(1) 既往 相談者 (2) 市町村 (3) 医療機関 (4) その他の 相談者 (5)			(1) 老人精神 保健 (7) 社会復帰 (8) アルコー ル (9) 薬物 (10) 心の健康 づくり (11) その他 (12)	(1) 老人精神 保健 (7) 社会復帰 (8) アルコー ル (9) 薬物 (10) 心の健康 づくり (11) その他 (12)	(1) 老人精神 保健 (7) 社会復帰 (8) アルコー ル (9) 薬物 (10) 心の健康 づくり (11) その他 (12)	(1) 老人精神 保健 (7) 社会復帰 (8) アルコー ル (9) 薬物 (10) 心の健康 づくり (11) その他 (12)		
男(01)													
女(02)													

(注)

- この表には、保健所が本年度中に行った精神保健福祉に関わる相談、ダイ・ケア、訪問指導及び要及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。

ただし、老人保健法(昭和57年8月17日法律第60号)第12条に基づく老人保健事務分は計上しないこと。

- 「相談、ダイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、ダイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。

したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「ダイ・ケア」を別の日に行った場合は「1」と計上すること。

なお、「(再開)相談」及び「(再開)ダイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。

- 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。

4 「開催回数(03)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを掛すごとに1単位を加えて計上すること。

5 「市町村(2)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

	(再開)訪問指導	普及啓発					
		精神障害者 (家族)に対する 教室等	地域住民と精 神障害者との 地域交流会 等				
	開催回数(03)						
	延人員(04)						

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0530

5(3) 精神保健福祉(組織育成)

	老 年 会 (1)	末 業 会 (2)	新 酒 会 (3)	職 異 会 (4)	そ の 他 (5)	H (6)
支 握 件 数 (0)						

〔注〕

- 1 この表には、保健所が行った精神障害者患者会、家族会、新酒会及び職異会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。
- 2 里親会等への出席、その下準備のための打合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその延長数を計上すること。
なお、電話によるものも計上してよいこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0611

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 10 年度末現在

6(1) 難病(特定疾患医療受給者証所持者数) - 男

	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
ペーチェット病	(01)							
多発性硬化症	(02)							
重症筋無力症	(03)							
全身性エリテマトーデス	(04)							
スモン	(05)							
再生不良性貧血	(06)							
サルコイドーシス	(07)							
筋萎縮性側索硬化症	(08)							
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	(09)							
特発性血小板減少性紫斑病	(10)							
結節性動脈周囲炎	(11)							
潰瘍性大腸炎	(12)							
大動脈炎症候群	(13)							
ピュルガー病	(14)							
天疱瘡	(15)							
脊髄小脳変性症	(16)							
クローン病	(17)							
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎	(18)							
悪性間節リウマチ	(19)							
バーキンソン病	(20)							
アミロイドーシス	(21)							
後紙網帯骨化症	(22)							
ハンチントン舞蹈病	(23)							
ウィリス動脈輪閉塞症	(24)							
ウェグナー肉芽腫症	(25)							
特発性抗凝固型(うっ血型)心筋症	(26)							
シャイ・ドレーガー症候群	(27)							
表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型)	(28)							
臓嚢性乾癥	(29)							
広範脊柱管狭窄症	(30)							
原発性胆汁性肝硬変	(31)							
重疣急性蜂炎	(32)							
特発性大腦骨頭壞死症	(33)							
混合性結合組織病	(34)							
原発性免疫不全症候群	(35)							
特発性間質性肺炎	(36)							
網膜色素変性症	(37)							
クロイツフェルト・ヤコブ病	(38)							
原発性肺高血圧症	(39)							

〔注〕

- 1 この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び病別に計上すること。

なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0612

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

6(1) 難病（特定疾患医療受給者証所持者数）一女

	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
ペーチェット病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
サルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ピュルガー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性間葉リウマチ (19)								
バーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後続筋萎骨化症 (22)								
ハンチントン舞蹈病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型（うっ血型）心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水泡症（接合部型及び榮養障害型） (28)								
臓器性乾癬 (29)								
広範脊柱管狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性蕁瘍 (32)								
特発性大腿骨頭壞死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								
原発性肺高血圧症 (39)								

〔注〕

1 この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾別に計上すること。

なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0620

6(2) 難病（相談等）

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 10 年度分

実人員 (1)	相談、講習訓練、訪問指導		実人員 (7)	(例題) 相 談									
	(内閣) 市町村の交付状況	(内閣) 県道幹線の交付状況		申請等	医 痘	資 第 03	結 核	武 労	社 学	食 品・衛 生	海 事	その他の	計
男 (01)													
女 (02)													

実人員 (8)	(例題) 培養訓練		相談指導等 実人員 (2)	患者・家族に対する学習会	
	実人員 (9)	医 痘		実人員 (10)	医 痘
男 (01)					
女 (02)					

〔注〕

1 この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談、講習訓練、訪問指導についてその実績等実人員を計上すること。

2 「相談、講習訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、講習訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年次中に同一人に対して「相談」と「講習訓練」を2日以上行った場合は「1」と計上すること。

なお、「(例題) 相談」及び「(例題) 講習訓練」の「実人員」にはそれぞれ「1」と計上すること。

同一における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その両方の立たる相談区分に計上すること。

3 「市町村(1)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

4 「相談回数(2)」は、相談ごとに実施時間と時間回数を1単位とし、1時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。

5 単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員(10)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0630

6(3) 難病（特定疾患医療受給者証所持者の状況）

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

平成 10 年度未現在

	在 宅					入院	死 亡	転 出	その他の	不 明	(例題) 計	
	就 労	就 学	家庭内の生活自立	その他	不 明							
男 (01)												
女 (02)												

〔注〕

1 この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談等の業務の中で把握した、特定疾患医療受給者証所持者の年度未現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっと近い時期）の状況を計上すること。

2 「在宅」及び「入院」については原則として年度未現在の状況とし、「死亡」、「転出」及び「治療」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0700

7 エイズ

相談件数		HIV抗体検査のための採血件数		陽性件数	
電話	来所	(西暦) 医療・介護施設が 回収した件数	スクリーニング検査	確認検査	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

〔注〕

1 この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、保健所が行ったHIV抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0800

8 卫生教育

	感染症	(西暦) エイズ	精神	風病	母子	成人	公衆衛生	被	医療等	食品	環境	地区組織	その他	計
回数(1)														
延人員(2)														

〔注〕

1 この表には、保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、意見交換会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加成人員を計上すること。

2 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。

3 他から依頼されて、保健所職員が参加して行った場合（ただし、市町村から依頼された精神保健に関する講習会等を除く。）に計上すること。

4 この表には、次の事項については計上しないこと。

① 一般放送、新聞又は広報紙によるもの

② 災害時に広報車又は保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災害を集め伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。

③ パンフレット等のものを配布した場合

④ 汚職所営業運営の実習のために実習している認定、保健師、看護師、実習士等の研修生に対して行った場合

⑤ 保健所営業運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合

⑥ 外部の講習会開催のための各種の委員会、総会等様々な連絡会や業務会合等を目的とした参加割合等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合

⑦ 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合

5 「回数(1)」は、原則ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。

6 2単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(2)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	1000

10 結核予防

事業者	定期										定期外	計		
	学年					月								
	小1 (1)	小2 (2)	中4 (4)	中5 (5)	高1 (6)	高2 (7)	高3 (8)	その他 (9)	乳幼児 (10)	その他 (11)				
被放射者数 (01)														
被判定者数 (02)														
婦性者数 (03)														
陽性者数 (04)														
(西暦) 結核社員数 (05)														
BCG接種者数 (06)														
間接撮影者数 (07)														
直接撮影者数 (08)														
かくさん検査者数 (09)														
結核患者 (10)														
結核既発のものがあると (11)														
結核既発の者 (12)														

〔注〕

1 結核予防法による定期及び定期外の接種診断及び予防接種について、その実施状況を記載するものであること。

2 結核予防法第1条第1項及び第2条の規定による実施者からの報告又は報告（結核予防法施行規則による様式第2付結核既発者予防接種月報）をもとにして本年度分をとりまとめ、計上すること。

なお、各市長の実施範囲としての保健所長が結核予防法第4条第3項による定期の健診診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市市長が実施することとなっている定期外の健診診断及び予防接種について保健所が実施した場合は、本年度中に実施したものについて計上すること。

3 表頭「乳幼児既発」には、表頭「(西暦) 乳幼児既発のうち再びペルクリン反応検査者数60」の結果も、再度含めてそれぞれ該当欄に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	1100

11 環境衛生

調査・監視指標 既設施設	營業関係施設					廃棄物処理・清掃関係施設				
	旅館等 (1)	喫食場 (2)	公衆浴場 (3)	理容所 (4)	美容所 (5)	クリーニング 所 (6)	し尿処理設 施 (7)	淨化槽 (8)	ごみ処理設 施 (9)	産業廃棄物 処理施設 (10)
調査・監視指標 既設施設										

飲料水施設

水道事業 (新島水道事業 を含む) (1)	販易水道 場 (2)	水道用 供給事業 (3)	專用 水道 (4)	販易専用 水道 (5)	その他 の 場 (6)	井戸等 (7)
調査・監視指標 既設施設						

調査・監視指標 既設施設	その他の施設					
	化製場(発する 施設を含む) (1)	畜舍 等 (2)	大井 場 (3)	高 等 施 設 (4)	特定建築物 (5)	
調査・監視指標 既設施設						

〔注〕

1 施管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員の現場調査及び監視指標の状況を記載するものであること。

2 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第35条に規定する当該業者の行ったもののみについて計上すること。

3 情報に基づき無許可販賣業者施設の賃金に出動した検査員が許可販賣業者施設については計上しないこと。

4 計上の単位は、同一施設を1回監視指標ごとに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指標した場合に「1」とすること。

地域保健事業報告

保健康所番号	表番号
	1200

12 試験検査

被検者種別	依頼等によるもの		
	住民	市町村	市町村以外の行政機関(学校等)
未満子供	(01)		
コレラ	(02)		
オーフス	(03)		
結核	(04)		
その他	(05)		
食品衛生監視	微生物学的検査(06)		
食中毒	理化学生物学的検査(07)		
その他の	(08)		
微生物学的検査	(09)		
食肉	理化学生物学的検査(10)		
微生物学的検査等	その他の(11)		
血液	微生物学的検査(12)		
尿	理化学生物学的検査(13)		
便	理化学生物学的検査(14)		
血液	その他の(15)		
尿	微生物学的検査(16)		
便	微生物学的検査(17)		
血液	微生物学的検査(18)		
尿	微生物学的検査(19)		
便	微生物学的検査(20)		
血液	微生物学的検査(21)		
尿	微生物学的検査(22)		

(注) 1 この表には、保健康所において本年度中に行った試験検査にかかる件数を計上すること。

2 保健康所において行った検査の分について計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。

3 表内の区分ごとに検査した件数を計上すること。なお、同一検体について複数回に跨った2回以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

4 「自己の調査・研究として行うもの(01)」には、伝染病予防法、食品衛生法等に基づく保健康所自らの調査及び保健康所独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。

5 「市町村(02)」については、合併市及び特別区の保健康所は記入を要しないこと。

被検者種別	依頼等によるもの		
	住民	市町村	市町村以外の行政機関(学校等)
生物学的検査	心電図(23)		
眼鏡	眼鏡度(24)		
腹部撮影	(25)		
胸膜炎検査	直達摄影(26)		
その他	直達摄影(27)		
その他	(28)		
水	細胞学的検査(29)		
風	理化学的検査(30)		
水	生物化学的検査(31)		
質	物理化学的検査(32)		
檢	利用水等	細胞学的検査(33)	
質	理化学的検査(34)		
檢	細胞学的検査(35)		
質	細胞学的検査(36)		
檢	大腸検査(37)		
質	不純物検査(38)		
檢	不純物水、作業環境水等(39)		
質	監視・監測(40)		
檢	測定検査(41)		
質	土壤・底質検査(42)		
檢	大の他(43)		

(注) 1 この表には、保健康所において本年度中に行った試験検査にかかる件数を計上すること。

2 保健康所において行った検査の分について計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。

3 表内の区分ごとに検査した件数を計上すること。なお、同一検体について複数回に跨った2回以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

4 「自己の調査・研究として行うもの(01)」には、伝染病予防法、食品衛生法等に基づく保健康所自らの調査及び保健康所独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。

5 「市町村(02)」については、合併市及び特別区の保健康所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健康所番号	表番号
	1320

13(2) 研修等(市町村の職員に対する研修・指導)

実施回数	被検者種別	母子保健	老人保健	健康増進	歯科保健	感染症	精神保健	腫瘍	その他	計
実施回数(01)										
参加人員(02)										

(注)

1 この表には、保健康所が本年度中に行った市町村職員(職務用上げ等の職員を含む。以下同じ。)に対する研修及び指導について、その内容、実施回数及び参加延員数を計上すること。

2 保健康所が自ら企画して行った場合に計上すること。

3 市町村から依頼されて、保健康所職員が講師として行った場合も計上すること。

4 同一の研修及び指導で複数区分に該当する研修、指導を行った場合は、主たる区分に計上すること。

5 この表には、次の事項については計上しないこと。

① パンフレット等のものを配布した場合

② 保健康所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会の場で行ったもの

③ 外部の講習会等のための各種の委員会、連絡会及び業務打ち合わせ会等の集会の場で行ったもの

④ 保健康所職員を対象とした研究会、講習会等を行った場合

6 「実施回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すことに1単位を加えて計上すること。

2 単位の開催回数となる研修等に参加した場合「参加延員(02)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健康所番号	表番号
	1310

13(1) 運営調整に関する会議

被検者種別	開催回数	参加団体数	被検者種別	場内 内 容 (件数)						
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
保健康所運営協議会	(01)									
保健康所事業運営協議会	(02)									
母子保健指導協議会	(03)									
深澤所保健福祉サービス調整推進会議	(04)									
その他の	(05)									
都道府県土産の会議への参加	(06)									
市町村主導の会議への参加	(07)									
その他地元機関・団体主導の会議への参加	(08)									

(注)

1 この表には、保健康所が主催あるいは参加した会議について、開催回数、参加団体、団体(民間・ボランティアを含む。)数及び場内内容について計上すること。

なお、研究会、講習会等の各団体を計上しないこと。

2 保健康所が主催して各団体の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。

3 保健康所以外の団体が開催した会議に保健康所職員が参加した場合に計上すること。

4 「場内内容(件数)」については、同一の会議で複数区分に該当する場内内容を行った場合は、各該当する区分に計上すること。

ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。

5 「都道府県土産の会議への参加(06)」には、都道府県、市町村、行政区及び特別区が主導する運営調整に関する会議に参加した場合に計上すること。

6 「市町村主導の会議への参加(07)」については、合併市及び特別区の保健康所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健康所番号	表番号
	1330

13(3) 調査・研究

被検者種別	全般		対人保健					
	地域診断	情シスチーム	母子保健	老人保健	健康増進	歯科保健	感染症	
件数(01)								
件数(01)								

被検者種別	対物保健				計
	医療	薬事	食品衛生	環境衛生	
件数(01)					00

(注)

1 この表には、保健康所が本年度中に行った地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることがらについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。

2 保健康所が組織として行い、その内容については刊行物等にしてとりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。

3 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査、研究を行った場合は主たる区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	1410

14(1) 訓員設置状況

職 権	常勤(実人員) (年度末現在) (1)	非常勤(仮人員) (年度活動分) (2)
医 師 (01)		
歯科医師 (02)		
獣 医 師 (03)		
薬 師 (04)		
保健婦(士) (05)		
育 児 (06)		
交 流 (07)		
訪 问 病 (08)		
看 护 師 (士) (09)		
准看護師(士) (10)		
理学療法士 (11)		
作業療法士 (12)		
歯科衛生士 (13)		

職 権	常勤(実人員) (年度末現在) (1)	非常勤(仮人員) (年度活動分) (2)
診療放射線技師 (14)		
診療エックス線技師 (15)		
臨床検査技師 (16)		
衛生検査技師 (17)		
看護栄養士 (18)		
栄 兒 士 (19)		
そ の 他 (20)		
〔再掲〕医療社会事務員(21)		
計 (22)		
精神保健福祉士 (23)		
精神保健福祉相談員(24)		
栄養指導員 (25)		
健 康 運 動 師 (26)		
健康運動実践指導員(27)		

都道府県
政令市
特別区名
保健所名

平成 10 年度分 (年度末現在)

(注)

- この表には、保健所の本年度末現在における職別常勤員数及び非常勤員が地域保健事業に従事活動した時間を専人専に換算して計上すること。
なお、市町村に駐在している保健所及び交付専人事により保健所に来ている保健所も含めること。
- また、休職中の者及び育児休業者の代替として勤務している者は計上しないこと。
- 「常勤(専人専)」(年度末現在)には、本年度末現在における保健所に勤務する常勤の職員(育児休業中の者を含む)の数を計上すること。
なお、3月31日付で、免められた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 「非常勤(専人専)」(年度活動分)には、通常の勤務形態をとらない利用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分を以下の方法により専人専に換算して計上すること。
換算方法 ① 各々の者が活動した時間4時間以内を1単位とする。
イ 1回の活動が4時間未満の場合は、4時間までを増すごとに1単位とする。
カ 2単位を一人とするので、単位数を2で割った数値(「除数切り上げ」)が計上数となる。
- 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に就労している職種と最も賃料の高い資格に区分して計上すること。
- 「市町村社員(06)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

【政令市及び特別区が設置する保健所の報告表】

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0100

1 健康診断

	結 構 定期 (1)	精 密 (3)	康 夏 (4)	生 活 習 慣 症		
				悪性新生物 (5)	循環器疾患 (6)	その 他 (7)
専人専 (01)						

	母 子			一 般 その他 (8)	計 (9)	(原振 草薙所から の受 托 (10))
	妊 娠 (8)	産 妊 (9)	乳 児 (原振を除く) (10)			
受 托 (01)				02	03	04

(注)

- この表には、保健所が個別及び集団に対して実施した健康診断の受診専人専を計上すること。
ただし、老人保健法(昭和57年6月17日法律第90号)第12条に基づく老人保健事業分及び専科は計上しないこと。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されて行ったものや、支援を行ったものは計上しないこと。
また、政令市及び特別区の保健所にあっては、母子に関する健康診査(原振を除く)はこの表には計上せず、「2(1)母子保健(健康診査)」に計上すること。
- 保健所が保健所の医師(医師裏に記載を含む)により健康診査(各種の検査・検査診断を含む)を実施した場合に計上すること。
- 「(再掲)受托所からの受托(01)」には、「結構」の「定期」から「その他」までのうち、民間事業所(事業所、工場、商店、飲食所等)の事業者から依頼をうけて実施したものをおさえること。
- 多様な内容にわたる健康診断を同時にあるいは四人に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	1420

14(2) 市町村への援助状況

市町村名	市町村符号			市町村名	市町村符号		
	母 仔	人 類	被 保		被 保	人 類	被 保
医 師 (01)							
歯科医師 (02)							
保健婦(士) (03)							
助 産 師 (04)							
看護婦(士) (05)							
准看護婦(士) (06)							
理学療法士 (07)							
作業療法士 (08)							
歯科衛生士 (09)							
看護衛生士 (10)							
看護栄養士 (11)							
栄 兒 士 (12)							
そ の 他 (13)							
〔再掲〕医療社会事務員(14)							

(注)

- この表には、管轄市町村が実施主体としての母子保健、老人保健等の活動について援助を求める、保健所職員が活動に参加した場合に計上すること。
- 市町村より保健所が受託して行った場合及び市町村からの依頼であっても専門性の高い個々のケースについて保健所の業務として保健所が担当した場合には計上しないこと。
- 「専人専(年度援助分)」には、以下の方法により専人専に換算して計上すること。
換算方法 ① 各々の者が活動した時間4時間以内を1単位とする。
イ 1回の活動が4時間未満の場合は、4時間までを増すごとに1単位とする。
カ 2単位を一人とするので、単位数を2で割った数値(「除数切り上げ」)が計上数となる。

保健所符号	表番号
	0210

2(1) 母子保健(妊娠の届出)

妊娠の届出をした者の数 (1)

(注)

- 母子保健法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、本年度中に保健所が受け付けた妊娠の届出を計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0220

2(2) 母子保健（健康診査）

都道府県
政令市
特別区名
保健所名

平成 10 年度分

実施数(01)	一般健診												
	妊婦		産婦		乳児		幼児						
	受診実人員(1)	受診延人員(2)	受診実人員(3)	受診延人員(4)	受診実人員(5)	受診延人員(6)	1歳6ヶ月児健康診査(7)	3歳児健康診査(8)	その他(9)	対象実人員(10)	対象延人員(11)	受検実人員(12)	受検延人員(13)
(再掲)(02) 医療機関等へ委託													
(再掲)(02) 医療機関等へ委託													

実施数(01)	初回健診												
	妊婦		産婦		乳児		幼児						
	01	00	02	03	04	05	1歳6ヶ月児健康診査(6)	3歳児健康診査(7)	その他(8)	対象実人員(9)	対象延人員(10)	受検実人員(11)	受検延人員(12)
(再掲)(02) 医療機関等へ委託													
(再掲)(02) 医療機関等へ委託													

〔注〕

- 保健所が本年度中に実施した妊娠検査及び乳幼児の健康診査の受検人員を計上すること。
ただし、健科のみの健康診査を実施した場合にはこの表には計上せず、「3 健科保健」に計上すること。
- 保健所が医師（臨時雇い上げ等の医師を含む）により健康診査を実施した場合に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0230

2(3) 母子保健（保健指導）

都道府県
政令市
特別区名
保健所名

平成 10 年度分

新規(01)	妊娠・産婦											
	妊婦		産婦		乳児		幼児				電話相談	
	実人員(1)	(再掲) 対象の 事務指導等(2)	延人員(3)	実人員(4)	(再掲) 対象の 事務指導等(5)	延人員(6)	実人員(7)	実人員(8)	(再掲) 対象の 事務指導等(9)	延人員(10)	延人員(11)	延人員(12)
開催延回数(02)												
参加延人員(03)												
退出期・未満女性学級(06)												
婚前・新婚学級(07)												
再(印)既字級(08)												
育児字級(09)												
計(10)												

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊娠検査及び乳幼児についての保健指導の被指導人員を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
- 新規登録時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導者等に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。
訪問による保健指導及び健科のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」「3 健科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 保健所が医師（臨時雇い上げ等の医師を含む）により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 「開催延回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
- 2 単位の開催延回数となる教室に参加した場合「参加延人員(03)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0240

2(4) 母子保健（訪問指導）

都道府県
政令市
特別区名
保健所名

平成 10 年度分

	妊婦		産婦		新生児 (未熟児を除く)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児を除く)		幼児	
	実人員(1)	延人員(2)	実人員(3)	延人員(4)	実人員(5)	延人員(6)	実人員(7)	延人員(8)	実人員(9)	延人員(10)	実人員(11)	延人員(12)
実施数(01)												
(再掲)(02) 医療機関等へ委託												

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊娠検査及び乳幼児の訪問指導の被指導人員を計上すること。
なお、都道府県の保健所にあっては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。
健科のみの保健指導はこの表には計上せず、「3 健科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 保健所が医師（臨時雇い上げ等の医師を含む）により保健指導を実施した場合に計上すること。
- 保健所が医師（臨時雇い上げ等の医師を含む）により保健指導を実施した場合も計上すること。
- 「(再掲)(02) 医療機関等へ委託」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0250

2(5) 母子保健（教育指導・身体障害児）

都道府県
政令市
特別区名
保健所名

平成 10 年度分

	本年度初回 被指導 実人員(1)	疾患別相談延人員				被袋・具相談延人員							
		要治療		不自由 対象児童(2)	育成医療(3)	その他の療法(4)	治療不能(5)	治療不要(6)	計(2)-(6)	要交付(7)	要修理(8)	被指導(9)	不器用(10)
し体不自由(01)													
視覚障害(02)													
聴覚・平衡機能障害(03)													
言語・若葉・そしゃく(04)													
心臓機能障害(05)													
腎臓機能障害(06)													
その他の(07)													
計(08)													

〔注〕

- 児童相談法第16条の規定により、保健所において行った教育指導の状況を把握するものであること。
- 表頭の「本年度初回被指導実人員(1)」には、医療相談又は被袋・具相談を開始した者のうち、本年度において初めて指図結果の判定がなされた者について計上すること。
- 表頭の「医療相談」には、医療に関する指図結果の判定により表頭の区分ごとに指導を受けた延人員を計上すること。
- 表頭の「被袋・具相談」には、被袋・具に関する指導結果別に表頭のそれぞれの該当区分に計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。
- 表頭の「2種以上の障害を有する者」については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0261

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度末現在

- 2(6) 母子保健（療育指導一長期療養児）
2(6)-1 小児慢性特定疾患医療受診券所持者数

	未就学男	小学校就学～18歳未満	18歳～20歳未満	計
男 (01)				(4)
女 (02)				

(注)

- 1 この表には当該保健所管内の小児慢性特定疾患医療受診券を所持している者の数を計上すること。
なお、小児慢性特定疾患医療受診券所持者数によるもの以外の疾患で、国の補助金の対象でないものは計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0263

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度末現在

- 2(6) 母子保健（療育指導一長期療養児）

- 2(6)-3 小児慢性特定疾患医療受診券所持者の状況

	在宅					入所	入院	死亡	転出	その他	不明	計 (4) (5)	(再掲) 治癒
	就労 (1)	就学 (2)	その他 (3)	不明 (4)	計 (5)								
男 (01)													
女 (02)													

(注)

- 1 この表には、保健所が本年度中に行った小児慢性特定疾患にかかる相談等の業務の中で把握した、小児慢性特定疾患医療受診券所持者の年次末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。
2 「在宅」、「入所」及び「入院」については既往として年度末現在の状況とし、「死亡」、「転出」及び「治癒」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0262

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度分

- 2(6) 母子保健（療育指導一長期療養児）
2(6)-2 相談等

実人員	相談、調査訓練、訪問指導			(再掲) 相談												
	(再掲) 施設者の交付経路			(再掲) 訪問指導			実人員	延人員								
	市町村	医療機関	その他	受診券持券者が開示した旨	医療機関	保健所社会福祉課職員が開示した旨		中請等	医師	看護師	歯科	就学	介護士	理学療法士	その他の	計
男 (01)																
女 (02)																

	(再掲) 観察訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 人員
	実人員	延人員	実人員	延人員	計
男 (01)					
女 (02)					

(注)

- 1 この表には、保健所が本年度中に行った長期療養児に関する相談、調査訓練、訪問指導についてその被相談等人員を計上すること。
2 「相談、調査訓練、訪問指導実人員(01)」には、年度中に相談、調査訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「調査訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 調査訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
3 「市町村(01)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。
4 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その限りの主たる相談区分に計上すること。
5 「申請等(01)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続及び転出・廃止等の届け出のため来所した者について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0300

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成10年度分

3 歯科保健

	検診・保健指導専門医（訪問によるもの）					訪問による検診・保健指導専門医				
	妊娠婦	乳幼児	その他	(再掲) 通院受取	計	実人員	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児)	訪問	実人員	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児)
実施数 (01)										
(再掲) (02) 医療機関等へ委託										
実施数 (03)										
(再掲) (04) 医療機関等へ委託										

	予防処置・治療専門医（訪問によるもの）					訪問による予防処置・治療専門医				
	妊娠婦	乳幼児	その他	計	実人員	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児)	訪問	実人員	(再掲) 身体障害者(児) 知的障害者(児)	
実施数 (05)										
(再掲) (06) 医療機関等へ委託										

(注)

- 1 この表には、保健所が行った歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の受診人員等を計上すること。
老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
2 保健所が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により行った場合に計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

保健所番号		表番号		保健所名		保健所名	
		0410		保健所名	保健所名	平成 10 年度分	
4(1) 健康増進(栄養・運動等指導)							
		個別指導専用					
		栄養指導 (1)	(内規) 新規別 栄養指導 (2)	(内規) 新規別 栄養指導 (3)	運動指導 (内規) 新規別 運動指導 (4)	体育指導 (内規) 新規別 運動指導 (5)	禁煙指導 (6)
実施	妊 娠 権 (01)						
	乳 幼 児 (02)						
教 育	20 歳未満 (03) (乳幼児を除く)						
	20 歳以上 (04) (妊娠時を除く)						
保健指導	妊 娠 権 (05)						
	乳 幼 児 (06)						
予防接種	20 歳未満 (07) (乳幼児を除く)						
	20 歳以上 (08) (妊娠時を除く)						

13

- この趣には、保健所が実質主体となって本年度中に実施した柔軟指揮、運動指導、休業指導及び無理指導について計上すること。ただし、老人保健法（昭和37年8月17日法律第69号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
なお、認定保健所の保健課にあっては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援、奨励は計上しないこと。
同一における柔軟の内容が複数の区分に該当する場合は、その他の主たる区分に計上すること。
 - 保健所が医師、保健福祉及び警備警護等（専門的取扱いの者を含む。以下同じ。）により行った場合に計上すること。
 - 保健所が医療機関に委託した場合に計上すること。
 - 「医療」医療機関に委託した場合には該当するが、運営の実態が運営を行っている場合について計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

保健所符号	表番号	都道府県 政令市 特別区名	保健所名
	0420		

平成 10 年度分

4(2) 健康増進(給食施設等指標)

	集団給食施設		その他の給食施設 (3)	計 (4)
	1回100食以上又は 1日250食以上 (1)	*1回300食以上又は 1日750食以上 (2)		
給食管理指導実施数及 (3)				
被食者への栄養・運動指導 実施件数 (4)				

三

- 1 この表には、保健所の栄養指導員（栄養改善法第9条に規定する者をいう。）が行った集団給食施設への給食管理指導施設及びその喫食者の栄養指導及び運営課題の被指導度を点数化すること。

2 同一日に同一施設において、栄養指導及び運営課題を行った場合には「13」と計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

保健所符号	支派号	都道府県 政令市 特別区名	保健所名
	0510		平成 10 年度水現在

5(1) 精神保健福祉 (精神障害者保健福祉手帳所持者数)

	20 歳未満 (1)	20 歳～39 歳 (2)	40 歳～64 歳 (3)	65 歳以上 (4)	計 (5)
男 (61)					
女 (62)					

〔洪〕

¹ この表には、本年度末現在における保養所施設内の精神障害者医療福祉手帳を所持している者の数を性別・年齢階級別に計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

保健所番号	設番号	道府県 政令市 特別区名	保健所名
	0520		平成 10 年度分

13

- 1 この表には、保健師が本年度中に行った精神保健福祉に関する相談、ディーカー、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員数を計上する。ただし、老人保健法（昭和37年8月17日法律第60号）第12条に基づく老人保健事業区分に計上しないこと。

2 「相談」、「ディーカー」、「訪問指導実績人件数」には、年度中に相談、ディーカー、訪問指導を行った実員人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「ディーカー」を複数の日に受けた場合でも「1」を計上すること。
なお、「(相談)相談」及び「(相談)ディーカー」の「実員人員」にはそれ以前に「1」と計上すること。

3 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたり場合は、生じたる区分に計上すること。

4 「原単回数(回数)」は、開設ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すことに1単位を加えて計上すること。
2単位の開設回数とする教室に参加した場合、「実員人員(回)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0530

5(3) 精神保健福祉(組織育成)

	懇親会	家族会	新酒会	職員会	その他	計
支援件数(01)						

〔注〕

- 1 この表には、保健所が行った精神障害者患者会、家族会、新酒会及び職員会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。
- 2 患者会等への出席、その下準備のための打合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその延べ数を計上すること。
なお、電話によるものも計上してよいこと。

地域保健事業報告

都道府県
政令市
特別区名
保健所名
平成 10 年度分

保健所符号	表番号
	0611

6(1) 難病(特定疾患医療受給者証所持者数)一男

	0~9歳 (1)	10~19歳 (2)	20~29歳 (3)	30~39歳 (4)	40~49歳 (5)	50~59歳 (6)	60~69歳 (7)	70歳以上 (8)
ペーチェット病	(01)							
多発性硬化症	(02)							
重症筋無力症	(03)							
全身性エリテマトーデス	(04)							
スモン	(05)							
再生不良性貧血	(06)							
サルコイドーシス	(07)							
筋萎縮性側索硬化症	(08)							
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	(09)							
特発性血小板減少性紫斑病	(10)							
結節性動脈周囲炎	(11)							
潰瘍性大腸炎	(12)							
大動脈炎症候群	(13)							
ピュルガー病	(14)							
天疱瘡	(15)							
脊髄小脳変性症	(16)							
クローン病	(17)							
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎	(18)							
悪性閉鎖リウマチ	(19)							
バーキンソン病	(20)							
アミロイドーシス	(21)							
後縫韧帶骨化症	(22)							
ハンチントン舞蹈病	(23)							
ウィリス動脈輪閉塞症	(24)							
ウェゲナー肉芽腫症	(25)							
特発性姉姉型(うっ血型)心筋症	(26)							
シャイ・ドレーガー症候群	(27)							
表皮水泡症(混合部型及び栄養障害型)	(28)							
臍胎性乾癥	(29)							
広範脊柱管狭窄症	(30)							
原発性胆汁性肝硬変	(31)							
重症急性肺炎	(32)							
特発性大腿骨頭壞死症	(33)							
混合性結合組織病	(34)							
原発性免疫不全症候群	(35)							
特発性間質性肺炎	(36)							
網膜色素変性症	(37)							
クロイツフェルト・ヤコブ病	(38)							
原発性肺高血圧症	(39)							

〔注〕

- 1 この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0612

都道府県
政令市
特別区名

保健所名

6(1) 難病（特定疾患医療受給者証所持者数）一女

	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
ペーチェット病	(01)							
多発性硬化症	(02)							
重症筋無力症	(03)							
全身性エリテマトーデス	(04)							
スモン	(05)							
再生不良性貧血	(06)							
サルコイドーシス	(07)							
筋萎縮性側索硬化症	(08)							
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	(09)							
特発性血小板減少性紫斑病	(10)							
結節性動脈周囲炎	(11)							
漸癡性大脳炎	(12)							
大動脈炎症候群	(13)							
ピュルガー病	(14)							
天疱瘡	(15)							
脊髄小脳変性症	(16)							
クローン病	(17)							
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎	(18)							
悪性関節リウマチ	(19)							
バーキンソン病	(20)							
アミロイドーシス	(21)							
後頸部骨化症	(22)							
ハンチントン舞蹈病	(23)							
ウィリス動脈輪閉塞症	(24)							
ウェガナー肉芽腫症	(25)							
特発性拡張型（うつ血型）心筋症	(26)							
シャイ・ドレーガー症候群	(27)							
表皮水泡症（接合部型及び栄養障害型）	(28)							
膜�性乾癥	(29)							
広範脊柱管狭窄症	(30)							
原発性胆汁性肝硬変	(31)							
重症急性肺炎	(32)							
特発性大腿骨頭壞死症	(33)							
混合性結合組織病	(34)							
原発性免疫不全症候群	(35)							
特発性間質性肺炎	(36)							
網膜色素症候群	(37)							
クロイゾフェルト・ヤコブ病	(38)							
原発性肺高血圧症	(39)							

〔注〕

- この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。

なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0620

6(2) 難病（相談等）

性別	相談、検査訓練、訪問指導	（内訳）相談											
		実人員	（内訳）受付担当者	（内訳）外来診察受付担当者	（内訳）電話相談担当者	実人員	（内訳）医師	（内訳）看護師	（内訳）歯科	（内訳）理学療法士	（内訳）营养士	（内訳）薬剤師	（内訳）計
男 (01)													
女 (02)													

性別	検査訓練	（内訳）訪問指導		性別・家族に対する学習会	
		実人員	延人員		
男 (01)					
女 (02)					

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談、検査訓練、訪問指導等についてその被指導等人員を計上すること。
- 「相談、検査訓練、訪問指導等実人員」には、本年度中に相談、検査訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「検査訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
なお、「（内訳）相談」及び「（内訳）検査訓練」の「延人員」はそれぞれに「1」と計上すること。
同一における初回の内容が複数の区分に該当する場合は、その数の主たる初回区分に計上すること。
- 「市町村別」については、政令市及び特例市の保健所は記入不要しないこと。
- 「面接回数」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0630

6(3) 難病（特定疾患医療受給者証所持者の状況）

性別	在宅	（内訳）在宅						入院	死亡	転出	その他	不明	計	
		就労	就学	家庭内の生活自立	その他	不明	計							
男 (01)														
女 (02)														

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談等の業務の中で把握した、特定疾患医療受給者証所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。
- 「在宅」及び「入院」については概要として年度末現在の状況とし、「死亡」、「転出」及び「治療」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
0700	

7 エイズ

相談件数		HIV抗体検査のための採血件数		陽性件数	
電話	来所	(内訳) 医療機関要員が 用意した件数 (1)	スクリーニング検査 (4)	確認検査 (5)	(6)

〔注〕

- 1 この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、保健所が行ったHIV抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	1000

10 結核予防

平成 10 年度分

事業者名	定期										定期外	計	
	学校長					施設の長							
(1)	小(2)	小(3)	中(4)	中(5)	高(6)	高(7)	高(8)	その他の (9)	市町村長又は 特別区の区長	乳幼児 (10)	その他 (11)	家族 (12)	その他 (13)
被注射者数 (01)													
被判定者数 (02)													
陽性者数 (03)													
陰性者数 (04)													
(内訳) 陽性者数 (05)													
BCG接種者数 (06)													
間接撮影者数 (07)													
直接撮影者数 (08)													
かくたん換算者数 (09)													
結核患者 (10)													
結核見合者 (11)													

〔注〕

- 1 結核予防法による定期及び定期外の健診診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。
 2 結核予防法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告（結核予防法施行規則による様式第二結果健診診断予防接種月報）をもとにして本年区分をとりまとめ、計上すること。
 なお、政令市長の実施概要についての保健所長が結核予防法第4条第3項による定期的健診診断及び予防接種を実施した場合及び市長又は政令市市長が実施することとなる定期外の健診診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年度に実施したものについて計上すること。
 3 表頭「乳幼児(10)」には、表頭「(内訳) 乳幼児(10)のうち可ツベルクリン反応検査者(09)」の結果も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
0800	

B 卫生教育

	感染症 (内訳) (1)	精神疾患 (2)	精神疾患 (3)	母子人 (4)	成人人 (5)	災害・ 健康増進 (6)	施設 (7)	医事・ 薬事 (8)	食品 (9)	環境 (10)	地区組織・ 活動助 手(11)	その他 (12)	計 (13)
回数(01)													
職人員(02)													

〔注〕

- 1 この表には、保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、懇親会及び映画会等式のいかんを問わず、一般住民の団体又は特定団体に対して行った衛生教育の開催回数及び参加延員数を計上すること。
 2 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。
 3 他から依頼されて、保健所職員が参加して行った場合（ただし、市町村から依頼された精神保健に関する講演会等を除く。）に計上すること。
 4 この表には、次の事項については計上しないこと。
 ① 一般放送、新聞又は広報紙によるもの
 (注) 災害時に広報紙又は保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災者を集め在災病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。
 ② パンフレット等の配布した場合
 ③ 保健所職員の実習のため来所している医師、保健婦、看護婦、栄養士等の研修生に對して行った場合
 ④ 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、合議会、連絡会等の集会を行った場合
 ⑤ 外部の組織団体のための各種の協議会、懇親会等の集会等を目的とした多会場等、連接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合
 ⑥ 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合
 5 「回数(01)」は、開催ごとに実施時間（時間以内を1単位とし、時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
 2 単位の開催回数となるものに参加した場合は「職員(02)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	1100

11 環境衛生

平成 10 年度分

	宮素因保施設					廻糞便処理・清掃係施設				
	旅館等 (1)	西行場 (2)	公衆浴場 (3)	理容所 (4)	美容所 (5)	クリーニング 所(6)	屎尿便置 置(7)	浄化槽 (8)	ごみ処理 施設(9)	廻糞便置 置(10)
調査・監視指導 施設(01)										
飲料水施設										
水道事業 (内訳) (1)	営業水道 (2)	水道用 供給事業 (3)	専用水道 (4)	営業水道 (5)	その他 水道 (6)	井戸等 水道 (7)				
調査・監視指導 施設(02)										
その他施設										
化粧場(準備する 施設を含む) (1)	香りきん舎 (2)	火葬場 (3)	斂骨堂 (4)	特定建築物 (5)	一般プール (6)	その他 施設 (7)	その他 施設 (8)	その他 施設 (9)	その他 施設 (10)	その他 施設 (11)
調査・監視指導 施設(03)										

〔注〕

- 1 施内の廻糞便生産施設に対する廻糞便監視員及び廻糞便指導員の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
 2 立入検査の対象となっている施設については、廻糞便監視員、廻糞便指導員、又は水道法第33条に規定する当該職員の行ったものについて計上すること。
 3 指定に基づき許可廻糞便施設の調査に当たった場合、又は監視の際見付した無許可廻糞便施設については計上しないこと。
 4 計上の単位は、同一施設を1回監視指導することに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

地 域 保 健 事 業 報 告

保做所符号	表器号
	1200

12 試驗校

		依頼等によるもの				自らの調査 研究をして行 るもの
仕 民	市町村	市町村 (農業行政機関)	その他の 機関(学術機 関等)	(1)	(2)	
農 家	(61)					
コ レ タ	(62)					
チ フ ス	(63)					
結 技	(64)					
モ の 事	(65)					
細菌学的検査	(66)					
食 品 中 毒	細菌学的検査 (66) 毒物化学生検査 (67)					
食 品 中 毒	そ の 他 (68)					
食 品 中 毒	微生物学的検査 (69)					
食 品 中 毒	毒物化学生検査 (10)					
食 品 中 毒	そ の 他 (11)					
血 痕 一 般 検査	(12)					
白 血 球	HbH抗原、抗体検査(13)					
重 量	前血液清蛋白 (14)					
毛 毛	そ の 他 (15)					
毛 毛	生化学検査 (16)					
毛 毛	先天性代谢異常検査 (17)					
灰 白 剥 削	灰白剥削 (18)					
灰 白 剥 削	神經芽細胞瘤 (19)					
真 菌	溝血吸虫 (20)					
真 菌	寄生虫卵 (21)					
真 菌	そ の 他 (22)					

〔社〕

地 業 報 告

保健所符号 | 序号
1310
1201 遵义地区遵义市五合

13(1) 連絡調整に関する会議

		開催回数 (1)	参加者回数 ・団体回数 (2)	場　車　内　容		(延べ回数)	
保 育 所 生 活 推 進 室	会議名 (3)			(前回) 出席回数 (4)	基本的実施方 式による実施回 数(5)	実施体制の開 催回数(6)	サービス評 議の開催回 数(7)
保健所運営協議会 (01)							
保健所保健事業連絡協議会 (02)							
母子保健促進協議会 (03)							
保健所保健福祉サービス調査推進会議 (04)							
そ の 他 (05)							
参加	総務府厚生省主催の会議への参加 (06)						
	市町村主催の会議への参加 (07)						
	その他国際機関・団体主催の会議への参加 (08)						

[世]

- 1 この表には、保健所が生協あるいは参加した会員について、階層回数、参加機関、団体（民間・ボランティアを含む）及び場所内容について計上すること。なお、研究会、講習会等の会員の数は計上しないこと。

2 保健所が生協で各種の協議会、打合せ会、連絡会等を行催した場合に計上すること。

3 保健所以外の機関が開催した会員による研修会が参加した場合に計上すること。

4 「職業内容（経営者）」については、同一の会員で複数区分に該当する職業内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。
ただし、同一区分において専務保健、老人保健等複数の会員にいて行ても「1」と計上すること。

5 「都道府県主催の会への参加(1)」には、都道府県、政令市、中核市、政令市及び特別区が生協する連絡協働に関する会議に参加した場合に計上すること。

6 「市町村主催の会への参加(1)」については、政令市及び特別区の保健所は記入しないこと。

地 域 保 健 事 業 報 告

13(3) 調査・研究

	全般		対人保健							
	地域診断 ID	情報システム ID	母子保健 ID	老人保健 ID	健康増進 ID	歯科保健 ID	感染症 ID	(丙寅) エイズ ID	精神保健 ID	薬理学 ID
件数 (01)										

	対物保健				計
	医・薬事 ID	食品衛生 ID	環境衛生 ID	その他 ID	
件数 (01)					

〔三〕

- 1 この夜には、保健所が本年度中に実施した地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることがらについての調査及び研究について、その内容及び背景を計上すること。
2 保健所が実施していき、その内容については行動等をしてまとめて、学年や会議の程度等で公表した調査及び研究について計上すること。
3 同一の問題及び研究で複数の項目に該当する場合、研究を行った場合はまとめて区分に記入すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

保健所符号	疾苦号
	1410

14(1) 電子計算機

職 種	常勤(実人員) (年度末現在) (1)	非常勤(仮人員) (年度活動分) (2)	人 口 (保健所を設置する市・ 特別区保健所のみ) (年度末現在)
医 師 (01)			
歯科医師 (02)			
獣 医 師 (03)			
薬 師 (04)			
保健師(士) (05)			
市町村在住 (06)			
交 流 (07)			
助 産 師 (08)			
看 護 師(士) (09)			
准看護師(士) (10)			
理学療法士 (11)			
作業療法士 (12)			
精神保健福祉士 (13)			
精神保健福祉相談員 (14)			
介護支援専門員 (15)			
臨床検査技師 (16)			
衛生検査技師 (17)			
管理栄養士 (18)			
英 語 士 (19)			
そ の 他 (20)			
(附)医療社会事業員 (21)			
計 (22)			
精神科精神科士 (23)			
精神科精神科相談員 (24)			
介護支援専門員 (25)			
精神障害指導専門士 (26)			
精神障害指導専門士 (27)			

15

- 〔注〕

 - この表には、保健所の年次概況表における職種別常勤職員数及び非常勤職員数が地場保健事業にに関して活動した時間を延人月に換算して計上すること。
なお、市町村に駐在している保健師及び助産師による保健事業に係る保健室も含めること。
また、休業中の者及び休業休業中の代勤として就労している者は社員上にないことを。
 - 「常勤（育児休業未出立）」は、本年度現在に於ける保健所に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含む）の数を計上すること。
なお、3月1日付で、職を免ぜられた者は指定で解雇したものと算じること。
 - 「非常勤（入院）（年内退引け）」には、通常勤務形態とならない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が勤務した分を以下の方法により延人月に換算して計上すること。
換算方法 ① 毎日の労働時間に時間割合を乗じて計算する。
イ 1回の勤務が1時間を超える場合は、1回までを対象とするごとに単位化する。
ウ 2回以上入るする場合は、単位数を2で割った（四捨五入上り）数が計上数となる。
 - 同一人で2以上の資質を有している場合には、同一事実としている職種と最も高額の資質に区分して計上すること。
 - 「平均取扱件数（件）」については、あわせて平均取扱件数の内訳を記入して下さい。

【市町村の報告表（政令市及び特別区も含む）】

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
0100	0220

2(2) 母子保健（健診検査）

都道府県名 市区町村名 平成 10 年度分

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
0100	0220

都道府県名 市区町村名 平成 10 年度分

1 健康診断

受診医員人員 (01)	結果	生活習慣調査						その他	計		
		(男) 原因		罹患既往歴	その他	(男) 背筋・腰痛					
		肝臓・がん (3)	前立腺・がん (4)			(3)	(4)				
医療機関等へ委託 (02)											

〔注〕

- この表には、市区町村が実施主体となって行った（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）健診検査の受診医員人員を計上すること。
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第90号）第12条に基づく老人保健事業分及び機材は計上しないこと。
- なお、老人保健法（昭和57年8月17日法律第90号）第12条に基づく健診検査ではない老人保健に関する市区町村の単独事業の健診検査（たとえば、年齢・疾患の拡大）を行った場合にも計上すること。
また、母子に関する健診検査（健育を除く）はこの表には計上せず、「2(2)母子保健（健診検査）」に計上すること。
- 市区町村が医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む）により健診検査を実施した場合に計上すること。
- 市区町村が他の市区町村と共同で健診検査を実施した場合には各市区町村においてそれぞれの箇内受診者数を計上すること。
- 「(男) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

実施数 (01)	一般健診検査									
	妊婦		産婦		乳児		幼児			
	受診 実人員 (1)	受診 足人員 (2)	受診 災人人员 (3)	受診 延人員 (4)	受診 災人人员 (5)	受診 延人員 (6)	1歳6か月児健診検査 数 (7)	3歳児健診検査 数 (8)	その他 受診人人员 (9)	受診人人员 (10)
(男) (01) 医療機関等へ委託										

実施数 (01)	精査健診検査受診実人員					
	妊婦		産婦		乳児	
	受診 実人員 (1)	受診 足人員 (2)	受診 災人人员 (3)	受診 延人員 (4)	1歳6か月児健診検査 数 (5)	3歳児健診検査 数 (6)
(男) (02) 医療機関等へ委託						

- 〔注〕
- 市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）妊娠及び乳幼児の健診検査の受診人員を計上すること。
ただし、当月のみの健診検査を実施した場合にはこの表には計上せず、「3(3)精査」に計上すること。
 - 市区町村が医療機関（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む）により健診検査を実施した場合にはこの表には計上せず、「3(3)精査」に計上すること。
 - 市区町村が他の市区町村と共同で健診検査を実施した場合には各市区町村においてそれぞれの箇内受診者数を計上すること。
 - 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けた健診検査を実施した場合は計上すること。
 - 「(男) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
0100	0210

都道府県名 市区町村名 平成 10 年度分

2(1) 母子保健（妊娠の届出）

妊娠の届出をした者の数 (1)

〔注〕

- 母子保健法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、本年度中に妊娠の届出をした者の数を計上すること。
また、政令市および特別区にあっては、管轄下の保健所が受けた分も含めて計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
0100	0230

2(3) 母子保健（保健指導）

都道府県名 市区町村名 平成 10 年度分

個別 (01)	妊娠・産婦・乳児・幼児の保健指導実人員									
	妊婦		産婦		乳児		幼児			
	実人員 (1)	妊娠・産婦の 保健指導 実人員 (2)	実人員 (3)	妊娠・産婦の 保健指導 実人員 (4)	実人員 (5)	妊娠・産婦の 保健指導 実人員 (6)	実人員 (7)	妊娠・産婦の 保健指導 実人員 (8)	実人員 (9)	妊娠・産婦の 保健指導 実人員 (10)
個別 (02)										
参加延人員 (03)										

妊娠期・未満女性学級 (1)	検診・新規学級 (2)	再・同母子 (3)	育児・新規学級 (4)	再・同母子 (5)	育児・学級 (6)	計 (7)
個別 (02)						

- 〔注〕
- この表には、市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）妊娠及び乳幼児についての保健指導の被指導人員を計上すること。
検査検査時に用いる一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。

訪問による保健指導及び歯科のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（指導指標）」、「3(3)保健指導（歯科・運動等指導）」に記載すること。

2 南区町村が妊娠・産婦・乳幼児等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む）により保健指導を実施した場合には、管轄対象にそれぞれの市区町村で計上すること。

3 南区町村が他の市区町村と共同で保健指導を実施した場合には、管轄対象にそれぞれの市区町村で計上すること。

4 「開催延回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。

2 単位の開催延回数となる教室に参加した場合「参加延人員(03)」「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

市区町村番号	表番号
	0240

2(4) 母子保健（訪問指導）

実施段数(01)	妊婦		産婦		新生児 (未熟児を除く)		夫婦見 (新生児・未熟児を除く)		児童見 (新生児・未熟児を除く)		幼児	
	実入員 (1)	延入員 (2)	実入員 (3)	延入員 (4)	実入員 (5)	延入員 (6)	実入員 (7)	延入員 (8)	実入員 (9)	延入員 (10)	実入員 (11)	延入員 (12)
	(再掲) (02) 医療機関等へ委託											

(注)

1 この表には、市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）妊産婦及び乳幼児の訪問指導の被指導人員を計上すること。

2 市区町村が医師、保健婦、助産婦等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む）により訪問指導を実施した場合に計上すること。

3 市区町村が他の市区町村と共同で訪問指導を実施した場合には、管轄住民ごとにそれぞれの市区町村で計上すること。

4 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて訪問指導を実施した場合は計上すること。

5 「（再掲）医療機関等へ委託（02）」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村番号	表番号
	0410

4(1) 健康増進（栄養・運動指導）

	個別指導延人員						集団指導延人員					
	栄養指導 (1)	(再掲) 骨・筋肉別 対象者(2)	(再掲) 初回による 栄養指導 (3)	運動指導 (再掲) 病院別 運動指導 (4)	休養指導 (再掲) 病院別 運動指導 (5)	栄養指導 (6)	(再掲) 骨・筋肉別 栄養指導 (7)	運動指導 (8)	(再掲) 骨・筋肉別 運動指導 (9)	休養指導 (10)	某種指導 (11)	
妊娠												
育児												
乳幼児												
20歳未満 (乳幼児を除く)												
20歳以上 (妊娠を除く)												
妊娠												
育児												
乳幼児												
20歳未満 (乳幼児を除く)												
20歳以上 (妊娠を除く)												

(注)

1 この表には、市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）栄養指導、運動指導、休養指導及び某種指導について計上すること。

ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。

同一における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その中の主たる相談区分に計上すること。

2 市区町村が医師、保健婦及び理容衛生士等（臨時雇い上げ等の者を含む）により行った場合に計上すること。

3 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受け実施した場合に計上すること。

4 「（再掲）医療機関等へ委託（02）」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村番号	表番号
	0300

3 歯科保健

実施段数(01)	検診・保健指導延人員（JAMによるものも除く）				訪問による検診・保健指導延人員						
	妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	計 (4)	実入員 (5)	(再掲) 精神障害者(6) 知的障害者(7)	延入員 (8)	(再掲) 身体障害者(9) 知的障害者(10)			
	(再掲) (02)										
所 内 (再掲) (03)											
外 部 (再掲) (04)											
実 施 段 (05)											
(再掲) (06)											

(注)

1 この表には、市区町村が実施主体として本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）歯科検査、保健指導、予防処置及び治療の受付人員等を計上すること。

2 老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。

3 市区町村が医療機関及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む）により行った場合（ただし、健保報酬指掌（児童によるもの）については保健婦（土）及び栄養士等によるものも含む）に計上すること。

4 「（再掲）医療機関等へ委託（02）（03）」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

5 「（再掲）医療機関等へ委託（02）（03）」には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

6 2単位の開催回数となる会場による健保報酬指掌を受けた場合「延入員（06）」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

市区町村番号	表番号
	0520

5(2) 精神保健福祉（相談等）

	相談 （再掲）相談 実入員 (1)	（再掲）相談 延入員 (2)		（再掲）ダイ・ケア 実入員 (3)		（再掲）ダイ・ケア 延入員 (4)		電話相談 延入員 (5)	質及 答 問
		実入員 (6)	延入員 (7)	実入員 (8)	延入員 (9)	実入員 (10)	延入員 (11)		
男 (01)									
女 (02)									

(注)

1 この表には、市区町村が本年度中に実行した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）精神保健福祉に關わる相談、ダイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。

ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。

2 「相談、ダイ・ケア、訪問指導実入員(1)」には、年度中に相談、ダイ・ケア、訪問指導を行った実入員を計上すること。

したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「ダイ・ケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。

なお、「（再掲）相談」及び「（再掲）ダイ・ケア」の「実入員」にはそれぞれに「1」と計上すること。

3 「開催回数(03)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。

2単位の開催回数となる教室等に参加した場合「延入員(04)」は「1」ではなく「2」と計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
	0620

6(2) 頭痛（相應帶）

	相談、機能訓練、訪問指導実人員 (1)	(丙) 相 論		(丙) 機能訓練		(丙) 訪問指導		電話相談 人員 (8)
		対人員 (2)	延人員 (3)	対人員 (4)	延人員 (5)	対人員 (6)	延人員 (7)	
男	(31)							
女	(32)							

「注」

- 1 この表には、市町村が本年度中に行った（政策市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）福祉に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。

2 「相談、機能訓練、訪問指導実員人日」には、本年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実員人員を計上すること。
したがって、年度中に二人以上して「相談」と「機能訓練」を別々の日に計上場所で「1」と計上すること。
なお、「相談」と「相談、機能訓練」は「実員人日」にそれぞれ別に「1」と計上すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
	0900

9 无纺披垫

		D P T					計 (1)~(5) (6)	
		道 1 期			道 2 期	第 2 期		
		初 回 (1)	第 2 回 (2)	第 3 回 (3)				
被 属 者 数	ジフテリアトキソイド使用	個別 (0)						
		集団 (0)						
	沈降ジフテリアトキソイド使用	個別 (0)						
		集団 (0)						
	沈降精製百日咳ワクチン使用	個別 (0)						
		集団 (0)						
被 属 者 数	沈降破傷風トキソイド使用	個別 (0)						
		集団 (0)						
	ジフテリア破傷風混合トキソイド使用	個別 (0)						
		集団 (0)						
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用	個別 (1)						
		集団 (1)						
被 属 者 数	沈降精製百日咳ジフテリア破傷風混合ワクチン使用	個別 (1)						
		集団 (1)						
対 象 者 数		(15)						

〔旅〕： 予防接種法による最初の予防接種の実施は配を監督すること。

2 ②防ぼぼは、市町村長は、区域外に於ける災害状況を監視するものである。

2 採用者数は、子防接種施行規則第13条の規定による市町村町長から採用別
3 対象者数は、各区町はの子防接種実施計画により算出しそうること。

4 黒しんの「定期審査」欄は防護措置法施行令第1条に規定する予防措置について、「狂毒措置区分」欄は防護措置法施行令附則第3条に規定する予防措置について、それぞれ記入すること。

地 域 保 健 事 業 報 告

市区町村符号	表番号
	1410

14(3) 班员设置状况

職 業	勞動(実人員) (年度実現度) (1)	非常勤(社員員 数)(年間活動分) (2)
医 師 (01)		
歯科医師 (02)		
獣 医 師 (03)		
薬 制 師 (04)		
保育園(士) (05)		
介護士 (06)		
派 遣 交 流 (07)		
助 産 師 (08)		
看 护 師 (士) (09)		
看護師補 (10)		
理 学 療 法 士 (11)		
作 業 療 法 士 (12)		
精神衛生士 (13)		

「詳

- 1 この市には、市区町村の本年度末現在における職種別常勤職員及び非常勤職員が地域保健事業に就いて活動した時間を延人員に換算して計上すること。
政令市及び特例市にあっては、保健所の区分も含めて上記すること。
2 交通人等による巡回訪問に来るる保健婦も含むること。
また、休憩中の省及び育児休業中の代替として勤務している者は計上しないこと。

3 「常勤（実人頭）〔年度末現在〕」には、本年度末現在における市区町村に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含み、休職中の者を除く。）の数を計上すること。
なお、3月31日付で職を免ぜられた者又は定期的に解雇された者は含めず計上すること。

4 「非常勤（延人頭）〔年度末現在〕」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇いの者が活動した分を以下の方法により延人員に換算して計上すること。
換算方法 ① 脚の歩行距離を時間で割った結果に1単位とする。
イ 1回の歩行が4時間未満の場合は、4時間で除すことに1単位とする。
ウ 2単位をまとめるため、距離数を2で割った数値（四捨五入）が1単位となる。

5 同一アーティストの複数の登場をする場合は、同一アーティストとして複数の登場を算入する。

¹ 同一人で2以上の実務を有している場合には、現に從事している業務と最も関係の深い実務に区分して料金とする。